

[研究ノート]

## 戦前・戦中期における傷痍軍人援護政策に関する研究

### —職業保護対策の日韓比較—

金 蘭九<sup>1</sup>

**【要旨】** 本稿の目的は、戦前・戦中期における傷痍軍人援護政策の史的展開を考察し、傷痍軍人援護政策における当時の実態と政策意図、あるいは行政と政策との乖離を歴史的な分析および日韓比較を通じて解明することにある。戦前の日本においては、国家による障害者福祉政策はまず傷痍軍人に対する職業保護政策という、極めて軍事的色彩の強い政策として出発した。そこで、本稿は戦前・戦中期に実施された臨時軍事援護部の設置から傷兵保護院の設置、さらには軍事保護院の設置に至るまでの傷痍軍人援護政策について、実証的に検証した。

**キーワード：** 傷痍軍人会、傷痍軍人援護政策、障害者政策、日韓比較、職業保護

#### 1 はじめに

戦前の日本には、公的な一般障害者政策はほとんど存在しなかった。それに比べ、戦時中の障害者政策は、傷痍軍人という非常に限定された対象者に対してではあるが、行き届いた対策が行なわれてきた。その主な内容としては、彼らの社会的・経済的自立を目指して、医療、職業訓練、雇用奨励などに関する体系的で詳細な研究を進めていたことをあげることができる。すなわち、当時の日本政府にとって、彼らの社会的・経済的自立を目指すこと、とくに職業を保障するということが何よりも大事な問題であった。

また、1910年(明治43年)8月29日の日韓併合<sup>(1)</sup>以降、植民地朝鮮では、初めて社会福祉政策立法が展開された。当時、朝鮮の社会事業は、主に保健・衛生分野に限定されており、それ以外の分野は貧弱であった。しかし、日本と同様に戦前の朝鮮においても、取り残された社会福祉政策・障害者対策の中、唯一傷痍軍人だけは社会問題化し、また政策の対象とされた。

この分野における先行研究に目を向けてみると、戦後制定された「身体障害者福祉法」以前の傷痍軍人の職業援護制度に関しては、牧村進・辻村泰

男の『傷痍軍人労務補導』(労務管理全書第20巻・東洋書館、1942年〈昭和17年〉)がある。また、筆者の問題関心に非常に近い文献としては、尹景郁の『植民地朝鮮における社会事業政策』(大阪経済法科大学出版部、1996年)がある。

両者の研究はそれぞれの特色があるものの、牧村・辻村は日本の傷痍軍人の職業援護制度に関して、尹の場合は韓国初期の社会事業政策の大枠を把握することに関して主眼が置かれている。したがって、戦前・戦中期の傷痍軍人援護政策の日韓比較を中心に扱った論文はほとんどないと言っても過言ではなく、その実態もまた明らかではない。

このような問題意識に基づき、本稿では日本と植民地朝鮮における戦前・戦中期の傷痍軍人援護政策を概観する。本稿の構成とポイントは、以下の通りである。

#### (1) 研究の目的及び意図

本稿の目的は、戦前・戦中期における傷痍軍人援護政策の史的展開を考察し、傷痍軍人援護政策における当時の実態と政策意図、あるいは行政と政策との乖離を歴史的な分析および日韓比較を通じて解明することにある。また本稿では、この傷痍軍人援護政策の現時点における問題点を解明し、よりよき政策改善への方途の一助となることをも

<sup>1</sup>九州看護福祉大学 看護福祉学部社会福祉学科

意図している。

## (2) 研究の方法及び内容

本稿では、文献調査による資料分析方法を採った。つまり、日本及び韓国国内の関係文献の分析を行なうなど、原資料と従来研究成果に基づき事実関係を確認し、実証的に分析した。本稿における接近方法は、歴史主義的接近方法に依存している。

また、本稿の内容は、軍事援護、入営者の職業保障、傷兵保護院の設置、軍事保護院の設置、傷痍軍人並びに除隊軍人の職業保護などである。

最後に、韓国の場合は、日本の実態とは対照的に未公開資料が多いため、必要不可欠な第一次資料が十分に集められないという資料的制約が強かったことも付記しておく。

では次に、戦前・戦中期における日韓両国の傷痍軍人援護政策はどのように成立し、またどのように展開されてきたのか。以下、軍事援護のための法制度から、それを見てみよう。

## 2 軍事援護のための法制度

1904年(明治37年)2月10日の日露戦争以後、軍事援護の制度が法制化されていき<sup>(2)</sup>、その一環として1906年(明治39年)4月には廃兵院法が制定された。同法によって設立された廃兵院は、国のために身を捧げ、その結果重度の障害者になった傷痍軍人を特別に保護する全国唯一の施設であった。同院は、同年9月に東京予備病院渋谷分院の一部を彼らの保護にあて、1908年(明治41年)6月に東京巢鴨に移転、定員100名で開所した。

一方、第1次世界大戦(1914年—1918年)への出兵による日本の軍事拡張政策の推進や戦後問題は、不況や生活不安の拡大とあいまって、当時社会問題となっていた傷痍軍人の存在を再び顕在化させた。そこで、日本では傷痍軍人の生活維持のため、1917年(大正6年)7月20日には「軍事救護法」(法律第1号)を制定し、1920年(大正9年)には傷痍軍人優遇の国会請願がなされた。また、傷痍軍人やその家族などの生活困難者に対する援護の整備に伴ない、重症傷痍軍人の貧困救済を目的とした廃兵院法の改正<sup>(3)</sup>と傷痍軍人の一

家断絶を防ぐ方策も求められていた。

こうした動きはその後急速に高まり、1922年には大阪廃兵協会が国立職業学校ならび職業講習所の設立を国会に請願し、それが可決された。なお、その要求するところは、傷痍軍人から障害者全体に広げられた障害者職業保護対策の立案であった。翌1923年、傷痍軍人運動はさらに高まり、傷痍軍人の全国的な運動を受けて、1924年(大正13年)には「恩給法」が改正された。これにより、恩給の増額を求める傷痍軍人運動は一応沈静化した。職業教育や就職確保などは傷痍軍人らの要求にもかかわらず依然不十分な形で残された。

また、大正末期には傷痍軍人団体から傷痍軍人の援護策に関する要望が数多く出され、すでに衆議院と貴族院の両院で可決された事項の実施方法についても、引き続き検討が必要であった。そこで、諸事項の実施方法などの検討機関として兵役義務者及び傷痍軍人待遇審議会が設置され、1930年末にはそれに関する結論が出された。その中でも重要なことは、傷痍軍人に対する商業教育施設の設置と、傷痍軍人・遺家族の生業を中心とした生産組織助成の方向であった。

他方、日本の産業が世界恐慌で影響を受けると、朝鮮にも大量の貧困がもたらされ、これに関する対策を用意するため、朝鮮總督府は1921年、内務局に社会事業課を設置し、社会事業として各道<sup>(4)</sup>に福祉施設を設置した。

具体的に、朝鮮總督府は1919年から1939年まで地方当局に財源を支援し、盲人<sup>(5)</sup>事業、ハンセン病患者、精神異常者、精神薄弱者<sup>(6)</sup>などの慢性患者のための障害者収容施設を設置した。しかし、そこには障害者の自立のための雇用対策はなく、また職業リハビリテーションに関する措置も一切存在しなかった。そのような中、日本は植民地統治の必要性から、朝鮮における軍事援護制度の実施について準備を整えていた。朝鮮における軍事援護のための法制度は、以下の通りである。

- ・ 軍事救護法(法律第1号)(1917年(大正6年)7月20日)
- ・ 軍事救護法ヲ朝鮮、臺灣及樺太ニ施行スルノ件(勅令第205号)<sup>(7)</sup>
- ・ 軍事救護法施行令(勅令第206号)<sup>(8)</sup>

- ・軍事救護法施行細則（朝鮮總督府令第100号）<sup>(9)</sup>
- ・朝鮮軍人及朝鮮軍人遺族扶助令（勅令第299号）<sup>(10)</sup>
- ・朝鮮軍人及朝鮮軍人遺族扶助令施行規則（朝鮮總督府令第78号）<sup>(11)</sup>

### 3 入営者の職業保障

昭和に入り、日本国内外の政治的・経済的諸情勢が緊迫していくと共に、軍備も大幅に拡充された。それに伴ない、傷痍軍人の問題には単なる救貧的、最低生活の保障にとどまらず、各国の情勢とあいまって職業復帰、教育を含めた諸般対策の必要性が生じた。というのは、国内では傷痍軍人問題が社会の関心を集め、軍事救護法によって救貧的対策が進んできたこと、また国際的にも傷痍軍人対策が単なる救貧対策としてではなく、職業再教育を含めた積極的な方向を志向するようになってきたことなどから、日本でもそれに関する方策の総合的な検討が求められたからである。

兵役服務者の復員後の就職確保問題は、とくに大正末期から昭和の初めにかけての不況に伴ない、日本国内における深刻な社会問題となっていた。従来この点については、行政上の通牒によって指導されていたが、これをいっそう徹底するため、1931年（昭和6年）4月2日「入営者職業保障法（法律第57号）」<sup>(12)</sup>が公布された。

この法律は、求人者または雇用主が、兵役関係者の採用を忌避することのないように、除隊者の復帰を保障しようとするものであった<sup>(13)</sup>。すなわち、同法は、入営前の者と退営後の者に、日雇労働者ではなく一般労働者として職業を保障するなどの特典を与えるための法的根拠を設けたものであった。

具体的には、雇用主に入営者の退営後における再雇用を義務づけると共に、その場合の労務および給与は入営直前のものと同等とすること、また行政庁が退営者の職業紹介を行なう場合には、優先して取り扱うことなどが定められ、常時50人以上<sup>(14)</sup>の従業員を雇う雇用主にこれを適用することとし、同年11月1日から施行された<sup>(15)</sup>。

なお、同法の趣旨は「兵役義務者の就職及び退職後の復職を保障する」<sup>(16)</sup>とされているが、「職

業に対しては安じて兵役を服せしめると共に、広く国民の兵役に対する義務観念を純化し、助長せしむることを期している」<sup>(17)</sup>というように、兵役義務者の立場よりは、あくまでも国策遂行上の必要から発生したものであると考えられる。また、本法は傷痍軍人にも当然適用する法ではあるが、彼らに固有の対策ではないことから、傷痍軍人にとっては多くの不備が見られた<sup>(18)</sup>とも言われている。

さらに1934年3月には、廃兵院法に代わる傷兵院法が公布された。これにより、廃兵院から傷兵院に正式に名称が変わると共に<sup>(19)</sup>、傷兵院はその利用対象者も「精神又ハ身体ノ著シキ障碍アリテ収容保護ヲ要スル者」という重症の傷痍軍人の特別保護施設として、より限定された性格に変化した。同院の所在地については東京から神奈川県への移転が決定し、その後1936年には施設を小田原に竣工し、巢鴨から移転した。

この当時、日本は朝鮮における入営者の職業保障制度の実施のためにも、準備を整えていた。ここで、次の証言を取り上げてみる。

「兵役は我國民の三大義務の一でありますから、男子たるものは身体を強健にして、此の義務を果たして、非常時日本の国防に當り世界三大強國たる日本の威力を發揮することに努めねばならぬであります。然るに従来動もすれば、被用者を求め、又は求職者の採否を決する場合に置いて、兵役関係者に対し、不利益な取り扱いを為す傾向がありましたから、之を防止すると共に雇用者の負担を過重ならしめざる程度において、被用者の退営後における就職並びに復職を保障し、一は以て入営する者をして安んじて兵役に服せしめ、他は以て一般國民の兵役に対する義務観念を助長せんが為に、昭和六年四月法律五十七號を以て、入営者職業保障法が公布せられたのでありまして、同六年十一月一日から朝鮮においても、同法を施行せられたのであります。

同法は大体入営前の者と退営後の者との就職関係を保護する為設けられたのでありまして、若し之に関し雇用者、被用者間に紛争を生じた場合は道知事、府尹、邑面長並びに公設職業紹介所長に対し、勤解の権限を附与してあるのでありま

す。」<sup>(20)</sup>

これには、入営者職業保障法の本来の目的が明瞭に現われている。したがって、日本の植民地政策の一環として、当時朝鮮でも、入営者の職業保障がやはり重大な懸案として強調されたと言えよう。

日本は同法律<sup>(21)</sup>を1931年(昭和6年)11月1日をもって植民地朝鮮においても施行することを宣布し、ついに入営者職業保障制度の実施に至った。つまり、日本は日本本土のみに実行していた他の法制度、たとえば職業紹介法などとは対照的に、同法律だけは速やかに朝鮮に適用させた。

朝鮮における入営者職業保障のための法制度は、以下の通りである。

- ・入営者職業保障法(法律第57号)<sup>(22)</sup>
- ・入営者職業保障法施行令(勅令第261号)<sup>(23)</sup>
- ・入営者職業保障法ヲ朝鮮、臺灣及樺太ニ施行スルノ件(勅令第262号)<sup>(24)</sup>
- ・軍事救護法施行令(勅令第284号)<sup>(25)</sup>

#### 4 傷兵保護院の設置

上述したように、傷痍軍人の問題はその生活困難の多大さもさることながら、国の命令である従軍によって受傷したというところに、他の障害者にはない大きな政治的、社会的意義をもつものであった。傷痍軍人に対する各種の対策には、彼ら自身による政府への生活保障運動も大きな役割を果たしたと言えよう。1936年2月には、傷痍軍人相互の親睦修養を唱えていた帝国傷痍軍人会、全国傷痍軍人連合会、一時賜金廃兵連合会、残桜会などが内務、陸軍及び海軍の3省の斡旋で傷痍軍人の修養団体にするため解散され、新たに大日本傷痍軍人会が結成された。

また、増大する傷痍軍人に対する援護活動を支援するという方針の下で、1937年3月31日には「軍事扶助法」(法20号、大正6(1917)年7月20日の法1号「軍事救護法」を改題した内容である)が制定された。こうして、日中戦争(1937年7月7日)までには「軍事扶助法」、「入営者職業保障法」、「傷兵院法」を柱とした傷痍軍人対策が採られた。

傷痍軍人対策の内容は、1931年の満州事変(1931年—1933年)の勃発と、それに続く上海事変(1932年1月)などを通じ、傷痍軍人に固有の対策として変化しつつあったが、より本格的な傷痍軍人対策の樹立は1937年の日中戦争を通じてであった。もちろん、その背景には1937年以来の傷痍軍人の激増があり、傷痍軍人対策の確立が戦争遂行に不可欠の課題となっていたことは言うまでもない。

1937年6月の近衛内閣成立の翌月、同年7月7日、北京郊外の盧溝橋において、日本軍が中国軍に対して攻撃を開始した。しかし、中国軍が日本の要求を受け入れ撤兵し、同月11日に現地において停戦協定が成立した。

ところが日本軍は、同日3個師団の派兵を決定して全面戦争への準備と決意を固め、同年7月下旬、北京・天津周辺で一斉に総攻撃を開始、彼地を占領した。日本の中国侵略は、いよいよ本格化したのである。同年8月には上海でも戦闘を交え、華北だけでなく華中にも戦火を広げ、同年12月には南京を占領し、いわゆる南京大虐殺事件を引き起こした。

この間、中国では第2次国共合作が成立して抗日民族統一戦線ができ、ソ連も中ソ不可侵条約を結んで中国の抗戦を支持し、また欧米諸国も日本の行動を非難した。翌1938年1月、近衛内閣は「爾後国民政府を相手とせず」と第1次近衛声明を出し、傀儡政権樹立に期待し、自ら戦争終結の道をとざした。こうして、宣戦布告なしの日中全面戦争へと拡大したのである。

1937年12月の苛烈な戦闘の結果引き起こされた南京大虐殺事件を含む日中戦争は、日本側にも多数の戦死者と戦傷病者を生み出した。これにより、一層軍事援護対策の拡大が求められた。

従来 of 傷痍軍人保護対策は、その敏速性・的確性の必要のゆえ、一般軍人援護対策から分離し、臨時軍事援護部の傷兵保護課で所掌していたが、その後戦没者遺族、軍人家族および機関、軍人の生活援護問題などが派生した。とくに、当時の軍事援護対策の拡大はそれまでと違って、既存の傷痍軍人保護対策の検討をはじめその内容が複雑多岐にわたり、それゆえ、軍事援護対策はさらに特

殊な学問的知識を必要とした。

このように、急に求められた軍事援護対策の拡大が日本では未経験の対策であるゆえ政策の基礎から研究する必要を迫られ、そのため同年 12 月 16 日には学識経験者 12 人にその調査研究を委嘱した。同研究会は 5 回の会合を重ねた結果、専門的見地から「傷痍軍人保護対策として講究すべき事項」を決定し、さらに翌 1938 年 1 月 8 日には臨時軍事援護部官制による専門委員を置き、もっぱら傷痍軍人保護対策を専門的に検討することにした。

日本政府は、1938 年 1 月 15 日、勅令 36 号をもって「傷痍軍人保護対策審議会」を設置した。同年 1 月 17 日、初代の厚生大臣である木戸幸一（文部大臣と兼任）は、「傷痍軍人保護対策審議会」に対して「現下ノ情勢ニ鑑ミ傷痍軍人保護ノ為採ルヘキ方策」について諮問した。

同審議会は、同年 1 月 17 日以降 1 月 27 日の答申が提出されるまでの間、2 回の総会と 5 回の特別委員会が開催され、54 人の委員の他、臨時委員、特別委員など 85 人によって、この懸案が審議された。そこで同審議会は、同月 27 日、その後の傷痍軍人保護対策の方向を決める答申を行なった。答申の内容は、以下の通りである。

- 1 傷痍軍人を優遇する事項として、
  - (ア) 「軍人傷痍記章令」（大正 13 年 8 月 27 日、勅令 199 号）の改正等による名誉の表彰。
  - (イ) 国有鉄道、船舶等の利用の優遇等各種特典の付与。
  - (ウ) 恩給制度の改正、身上相談所の設置、子弟の育英の助成等生活の保全を図ること。
- 2 傷痍軍人の教養（特に職業教育）の向上と、一般国民の教化を行うこと。
- 3 保護施設に関する事項として、
  - (ア) 温泉療養所、結核療養所、精神療養所の設置と傷痍軍人の医療の確保、医療介護手当の支給。
  - (イ) 職業再教育施設、職業再訓練施設、職業顧問指導職員の設置と、再教育施設における作業義肢、補装具の製作所の設置。
  - (ウ) 職業保護のための職場確保と職業紹介機関における傷痍軍人のための専門部門の設置を図ること<sup>(26)</sup>。

この答申は、救護政策が中心であった従来の傷痍軍人対策に比べ、より積極的な対策の樹立を内容としていた。つまり、傷痍軍人に対する医療、職業教育・保護、一般国民教化を軸とし、その実行推進機関として傷兵保護院を設置するとしたもので、この時点でもっとも総合的な障害者対策の体系を示したものであった。

その際、傷痍軍人に対する職業保護<sup>(27)</sup>は、戦時体制への移行の中で「傷痍軍人保護対策審議会」答申の「社会的・経済的復活」を目標として開始された。こうして、結果的に日本政府はこの答申を受けた 3 か月後の 1938 年 4 月 18 日、傷痍軍人保護事務のみを専門的に取り扱うため、傷兵保護課が一躍厚生省の一大外局たる部署となって、独立した形での傷兵保護院の設置（勅令 258 号）をみるに至った。

また、日本政府は「国防目的達成」のスローガンの下で、国の総力を有効に発揮できるよう国策遂行上の必要から、人的・物的資源を戦時政策に呼応して統制・運営の強化を狙った「国家総動員法」<sup>(28)</sup>（1938 年 4 月 1 日公布、同年 5 月 5 日施行、法 55 号）を発令した<sup>(29)</sup>。そこにおける厚生省の労働行政は、その大半が労務統制行政へと変質を迫られるようになったことも否めない事実であった。

1938 年 4 月、日本政府は「支那事变帰郷軍人等ニ関スル復員要綱」を閣議で決定した。この要綱の第 10 項において、傷痍軍人の職業保護は次のように決定されている。

傷痍軍人ノ職業ヲ保護スルコト、之ガ為傷痍軍人ニ付テハ原職復帰ヲ原則トシ（中略）之ガ職業保護ニ関シ適切ナル施設ヲ講ズルモノトス<sup>(30)</sup>。

上記の「支那事变帰郷軍人等ニ関スル復員要綱」に備えて傷痍軍人の職業保護を主管するため、傷兵保護院には業務、補導の 2 課が新設された。とくに、傷痍軍人の雇用問題は、日中戦争勃発当初は極めて憂慮される状況にあった。そのため、日本政府は、当時諸外国において採用されていた身体障害者の雇用制度について調査し、その制度の実施についても準備を整えていた<sup>(31)</sup>。

さらに、日本政府は雇用主に対して傷痍軍人の雇用について終始勧奨を行なう一方、政府自らも

極力傷痍軍人を雇用する政策を進め、1939年4月12日には、早くもこれに関する閣議決定を行なった。これに基づいて、厚生次官は各省次官、内閣書記官長にあてて各官庁における傷痍軍人の採用方案を依頼すると共に、道府県知事に対しては道府県、市町村、産業組合職員への採用方法を通達した。とくに町村吏員充実助成費により増員する吏員には、傷痍軍人をあてる措置をとった。その他、作業施設の改善<sup>(32)</sup>、就職後の補導も行なった。

このように、傷痍軍人の職業保護は、個人に対する訓練から就職、さらに就職後の相談まで一貫した援助体制において行なわれたと言える。しかもその援助は、傷痍軍人個人を職場に送り届けるだけではなく、さらに作業設備改善費という名目で経済面でも職場環境を改善することを推進し、傷痍軍人の職域を拡大させていった。

その際、「国家総動員法ヲ朝鮮、台湾及樺太ニ施行スルノ件」(昭和13年5月、勅令第316号)<sup>(33)</sup>が制定された。また、当時朝鮮における傷痍軍人援護政策としては、「国家総動員法等ノ施行ノ統轄ニ関スル件」(昭和14年9月、勅令第672号)<sup>(34)</sup>が施行されたに過ぎなかった。

## 5 軍事保護院の設置

戦争の長期化と拡大によって、傷痍軍人のみならず軍人遺族や帰郷軍人への援助も緊要な問題として浮上してきた。さらに、傷痍軍人保護対策と遺家族援護対策は総合的・一元的に実施する必要があったため、日本政府は1939年7月15日、勅令479号をもって臨時軍事援護部および傷兵保護院を廃止・合併し、新たに「軍事保護院」が誕生することとなった。

その後、傷痍軍人対策は軍事保護院の所管となり、同院は傷痍軍人保護のための総合的な軍事援助の企画運営にあたった。つまり同院は、当時としては膨大な国立施設を直営し、医療保護、職業訓練、雇用斡旋、職業保護(職業再教育、雇用奨励を含む)など、組織的なリハビリテーションを行なった。

すなわち、軍事保護院は、各種療養所、傷痍軍

人職業補導所、失明軍人寮、失明軍人教育所などを直轄し、また各地方庁においても軍人援助のための人員を増員するなどの措置を講じ、傷痍軍人・軍属の医療、訓練、職業指導、就職などの一連の援護が、すべて国の責任において強力に実施されたのである。

軍事保護院の組織は、厚生省の外局となり総裁の下に援護局、業務局を有し、各局、総裁官房の下に8課から構成されることになった。その中には職業課がおかれ、傷痍軍人の職業援護、失明傷痍軍人保護、義肢・作業補助具の開発、製作が行なわれた<sup>(35)</sup>。その上、傷痍軍人の社会復帰のための調査研究も開始された。いわゆる「適職研究」などが、その例である<sup>(36)</sup>。また軍事保護院は、傷痍軍人の社会復帰を促進するため、道府県に「傷痍軍人職業指導専務職員」<sup>(37)</sup>を配置した。

施設について具体的に見てみると、傷痍軍人結核療養所40か所、傷痍軍人温泉療養所10か所、傷痍軍人精神・頭部戦傷者・脊髄損傷療養所各1か所が設置され、これによって治療が行なわれた。また傷痍軍人職業補導所8か所、失明軍人寮・失明軍人教育所各1か所が設けられ、職業指導が行なわれた<sup>(38)</sup>。当時、職業紹介法により各道府県には職業紹介委員会が、また失業問題については失業対策委員会が設けられていたのであるが、軍事保護院はその他に1939年8月、各道府県に「傷痍軍人雇用委員会」<sup>(39)</sup>を設置した。

同委員会は、傷痍軍人の雇用に関する重要事項を協議し、その促進ならび実行を期することを目的としたもので、委員は主要事業主団体の代表者、主要事業主、傷痍軍人、関係官公吏および学識経験者の50人以内とされた。ここでは、傷痍軍人の雇用、就職後の指導、賃金、解雇、同種の委員会との連携などが取り扱われた。また、軍人援護全般の方策の樹立も必要になり、同1939年10月、勅令697号を以って「軍人援護対策審議会」が設置された。

さらに、日本政府は、傷痍軍人援護対策の実施のため、詳細な準備を整えていた<sup>(40)</sup>。

## 6 傷痍軍人並びに除隊軍人の職業保護

日本政府は国策の一環として、戦傷障害者を中心とした傷兵工場なども設立した。そのため、多くの戦傷障害者が軍需工場などで働いて成功を収めた。それを可能にした最大の条件は、労働力不足にみまわれていた産業界にとって、「たとえ労働能力の減退があっても、働くことのできる傷痍軍人は有用な存在」という認識の高まりであった。その上、国策としての傷痍軍人雇用の唱導も、傷痍軍人採用を支える大きな要因となった。

上述したように、傷痍軍人の雇用問題は、とくに日中戦争勃発当初は極めて憂慮される状況にあった。そこで、日本政府は、当時諸外国において採用された身体障害者の強制雇用制度について調査し、その制度の実施についても準備を整えていた。

しかし、日中戦争が長期拡大化するにつれて、労働力の不足は一般社会において極めて顕著なものとなり、身体障害者は健常者よりも軍に召集される件数が少ないため、雇用主としてはかえって好ましいという理由で進んで雇用する傾向もみられた<sup>(41)</sup>。そのため、身体障害者の雇用については、大きな問題として取り上げる必要は減少していった。

このような雇用情勢から、傷痍軍人の強制雇用は日本政府の準備にもかかわらずその立法化はただちに行なわれることなく、もっぱら雇用主の愛国的な道義心に訴える方針の下で傷痍軍人の雇用の促進が図られた。

一方、膨大な範囲にわたる活動を行っていた軍事保護院と並行して、民間団体では次の5団体が軍人援護に尽くしていた。すなわち、①恩賜財団軍人援護会(昭和13年11月5日設立)、②大日本傷痍軍人会(昭和13年9月16日財団法人設立、その前身は、昭和11年2月2日成立の軍人援護会)③傷痍軍人奉公財団(昭和17年7月特殊法人設立)④銃後奉公会(昭和14年1月14日設立)⑤大日本婦人会(昭和17年2月結成)などである<sup>(42)</sup>。

その中の一つが、強力な軍人援護団体の組織の結成をみるに至った日本傷痍軍人会の前身たる大日本傷痍軍人会であった。大日本傷痍軍人会は、

厚生大臣、陸軍及び海軍大臣の指導監督を受け各道府県に支部を設置し、その支部には傷痍軍人相談所、重要な個所に相談支部を設置していた。これらは、1939年11月末で各道府県に相談所など165か所(相談所47か所、支所118か所)が設置され、傷痍軍人の指導、身上相談などの業務にあっていた。

また、傷痍軍人の職業保護、健康生活管理のため設立された特殊法人傷痍軍人奉公財団<sup>(43)</sup>は、多額の国庫補助金の交付を受け、障害の種類と程度に応じた特殊保護と更生指導についての最高の技術を傾注した研究を進め、原則として各道府県に1郡1か所を目途に、作業所の建設運営にあたることとなった。その結果、障害の種類と程度に応じた特殊な保護と更生指導についての研究が、この方面において進められていった。その他、傷痍記章の授与、国鉄、私鉄の運賃の減免、煙草小売人の優先的指定など、国としてできる限りの優遇措置が傷痍軍人に対して講じられたのである。

さらに民間においては、1932年に始まる鉄道弘済会授産部の職業再教育・授産場・生業の補導(売店)事業の実施、あるいは1935年の岩橋武夫による日本ライトハウスの設立などがあげられる。このように鉄道弘済会、ライトハウスなど若干の活動がみられたものの、この時期はあくまでも傷痍軍人中心の時期であり、その他の障害者はとかく排除の対象とならざるを得なかった。

一方、日本国内の上記のような動向は、朝鮮にもやはり強い影響を与えた。そこで、1937年(昭和12年)7月、朝鮮總督府により朝鮮軍事後援連盟が発足された。また、当時植民地朝鮮における傷痍軍人保護を図る制度的条件整備として、

- ・傷痍軍人台帳規則(朝鮮總督府令第206号)<sup>(44)</sup>
  - ・臨時傷痍軍人台帳規則(朝鮮總督府令第115号)<sup>(45)</sup>
- などをあげることができる。

その中でも、朝鮮總督府にとって、とくに傷痍軍人並びに除隊軍人に職業を保障するということは何よりも大事な問題であった。というのは、このことは、戦争のために障害者になった彼らの社会的・経済的自立を目指した職業保護の問題だからである。

たとえば、「職業紹介事業の活躍は今後におい

て更に重大なるものがあります。即ち、傷痍軍人並びに除隊軍人の職業問題であります。此の名誉ある尊敬すべき傷痍軍人に対して明らかに働くことの出来得る職業がなければならぬ。先づ傷痍軍人の境遇の調査をして負傷部位とか残存能力とか学歴資質などを慎重に調べて適性を確実にして再教育の必要なものに対しては、其の適性に合致する再教育を施さなければならぬ。更に一朝戦後復員の場合は職業保障法等に由り再び出征前の原職に復帰さしめることが出来る者は別としてこの恩恵に浴することの出来ぬ者の職業斡旋は当然公益職業紹介所において他の一般求職者に優先して就職せしめなければならぬ責務がある。半島における公益職業紹介所はその数において、その規模においてまだ完備したとは云われぬが幸に昭和十三年度より各紹介所に軍事部が特設せられることになったので、充分なる活動を期待することが出来るのである」<sup>(46)</sup> という記録、また「国家の干城として聖戦に従軍して、皇威を中外に宣揚し、皇軍の威武を四海に轟かしたことは傷痍軍人にとっては皇国男子として此の上ない名誉であり、また家族にとっても一門の誇りである。一方国民としては傷痍疾病にかかり或いは不具癱疾となった是等名誉ある傷痍軍人に対しては心からなる感謝を捧げると共に、出来える限り其の保護支援を効さねばならぬ。然して傷痍軍人の保護には医療、職業、補導、其の他精神的にも幾多の教養或いは優遇の方法を講じ、又一般国民に対しては傷痍軍人に関し認識を深むるやう、種々教化の方法を講じつつある」<sup>(47)</sup> という証言などは、それを物語っていると云えよう。

日本国内のいわゆる「臨戦必勝体制」に合わせたように、朝鮮では1938年7月、国民精神総動員朝鮮連盟が設立され、京城帝国大学（現在のソウル大学）・梨花女子専門学校（現在の梨花女子大学）の学生たちが、勤労報国隊に動員された。この勤労報国隊は、同年11月、日本の軍人援護会設立に伴ない、財団法人軍人援護会朝鮮本部に改組された。1939年9月には、朝鮮国防婦人会が設立され、同年10月、国民徴用令（勅令第451号）<sup>(48)</sup> が実施された。

また、太平洋戦争期（1941年—1945年）におけ

る日本の労働政策において、日本国内の不熟練労働者不足を補うために、国民徴用令の名を借りて多数の韓国人、中国人労働者の強制連行政策を全面的に展開し、南方占領地域において、軍部・軍属さらに「支援兵」という名で、危険な第一線に植民地労働者を動員したことがある<sup>(49)</sup>。しかも、もっとも危険な第一線のゆえ、傷痍者は当然増えたに違いない。

ともあれ、朝鮮總督府は、日本と同様、朝鮮においても上述したように、戦争のために障害者になった傷痍軍人の職業保護のため、職業紹介事業または軍事援護制度などを通じ、出来る限りの優遇措置を講じたと思われる。しかし、朝鮮の傷痍軍人並びに除隊軍人の職業保護を立証する第一次資料は、現時点では残念ながら見当たらない。

## 7 おわりに

最後に、本稿の目的に即して、「戦前・戦中期における傷痍軍人援護政策に関する研究—職業保護対策の日韓比較—」を整理してみよう。

上述したように、戦前・戦中期における日本の障害者対策は傷痍軍人中心であり、その他は救貧対策としてごくわずかに行なわれたにすぎなかった。

いわゆる日本の軍人・軍属に対する施策は、国の特別な意図の下で行なわれていた。そこに入営者職業保障法があり、これは戦争を支えるための軍人援護事業の一つとして進められてきた。また、戦時中の日本の障害者対策は傷痍軍人という非常に限定された対象者に対してではあるが、彼らの社会的・経済的自立を目指して、医療、職業訓練、雇用奨励などに関しての体系的で詳細な研究が進められた。その成果として、行き届いた対策が行なわれてきたということが言えよう。

この時代を強いて一言で表現するならば、「傷痍軍人華やかかりし時代」<sup>(50)</sup>であったと言われるくらい、彼らに対する優遇措置はきわだったものであったが、その一方で、総じて同時期の傷痍軍人援護政策は、「軍人対策という限界をもちつつも、傷痍軍人対策が急速に推進されたこともまた見落とすことのできない事実」<sup>(51)</sup>であった。

また、官民の人々がこの傷痍軍人対策問題にそれぞれアイデアを傾けたので、同時代の傷痍軍人援護政策の進歩は、「目を見張るものがあった」<sup>(52)</sup>とも言われている。

1945年、各地の空襲や原子爆弾の投下などで日本は焦土と化し、また傷痍軍人に対する従来の優遇政策は終戦後日本に進駐したGHQの命令によって一切停止され、1946年2月には軍事保護院も勅令第75号によって廃止された。したがって、傷痍軍人やその他の障害者の職業援護は当然壊滅の状態となった。また、先に述べたような手厚い傷痍軍人援護行政も、1945年8月15日の終戦後、連合国の非軍事化・民主化政策の中で急速に解体されていく。

ところで、日本社会福祉の前史ともいえる「身体障害者福祉法」は、この当時いったいどのような脈絡をもって展開され、法律化されたのか。ここで、身体障害者福祉法の成立過程に注目すると、法政策が日本の官僚組織によるGHQへの抵抗、そして傷痍軍人・傷痍軍人団体の運動や働きかけなどの影響によって一定の変容を受けてきたことを論及できる。ゆえに、公的な一般障害者施策がほとんど存在しなかった当時日本の障害者政策の根底には、「国のために障害者になった傷痍軍人。役に立つか、立たないかが価値判断の基準になっていた」とも思われる。

一方、朝鮮總督府によるその他の植民地統治政策の実施などを通じて、当時の日本側の政策意図をさらに明らかにすることができよう。つまり、韓国の近代史は、韓半島での日本の植民地統治が始まった特殊な時期であった。当時の日本は植民地統治の必要性から、朝鮮に防貧的・教化的社会政策を行なうに至った。そこで、とくに防貧事業は政治的な目的をもつ植民地政策の一環としてなされ、治安手段としても用いられた。

また、日本の植民地政策の一環として、当時の朝鮮においても、入営者の職業保障などがやはり重大な懸案として強調されたことが立証できた。その中、朝鮮總督府は、植民地統治政策の一環として、とくに傷痍軍人の職業保護のためには、職業紹介事業または軍事援護制度などを通じ、出来る限りの優遇措置を講じた。ゆえに、行政の動き

が展開の中心となっている。しかし、残念ながら、朝鮮の傷痍軍人援護政策に関するその後の資料は、今回見つけることができず、内容的に説得力が欠けていることは否めない。

第2次世界大戦の終結で、韓半島での日本の植民地統治は終焉を迎えた。また、それと共に始まった米軍政期は、軍政法令に抵触しない限り、日帝時代の法令がそのまま効力を維持していた。それゆえ、その後一連の社会的状況に鑑み、日帝時代の軍事援護制度、とくに1938年(昭和13年)の傷痍軍人台帳と傷痍軍人並びに除隊軍人の職業保護は、結果的に現在の障害者手帳と障害者雇用、それぞれの前史であると推定できる。また、韓国の障害者政策の歴史的発展過程は、戦前・戦中期の傷痍軍人援護政策における位相、外圧をもち、ついには「身体障害者福祉法」の制定に至った日本との違いを明らかにする。

ここで、戦前・戦中期における日韓両国の傷痍軍人援護政策を比較すると、植民地統治は、一面では日本の国内政策の移植過程<sup>(53)</sup>であることは否めないし、また日本の政策の方が韓国よりはるかに確立されており、かつ日韓の傷痍軍人援護政策の間には当然ながら大きなギャップが生じていた。つまり、韓国の傷痍軍人援護政策は日本国内の政策とは次元を異にするものであったと言える。その傍ら、上述したような戦前・戦中期における日本と朝鮮の傷痍軍人援護政策の流れは、長期的には現在日韓両国の障害者雇用政策の土台になったと言えよう。

以上、本稿の考察から、戦前・戦中期の日韓両国の傷痍軍人援護政策は、歴史的連携性をもって変遷してきたことではなく、上述したように成立当時の社会的状況が根拠となっているということが検証できたと思われる。

しかし、戦後の平時体制のもとで継承・発展する傷病者援護政策に関する日韓比較研究などを始め、検証不十分な点が残ることは、本研究の限界である。それゆえ、戦後の平時体制のもとで継承・発展してきた傷痍軍人政策に関するアプローチは、筆者の今後の研究課題としたい。

[注]

- (1) 旧韓末隆熙 4 年 (1910 年) 8 月 29 日の「日韓併合」条約により、朝鮮の国権を日本に渡し併される。朝鮮は、その後 36 年間日本の植民地統治の下に置かれた。大阪外国語大学朝鮮語研究室編『朝鮮語大辞典』下巻 (角川書店、1986 年)、2515 頁。
- (2) 終戦まで軍国主義をもって立国の基調としていた日本としては、傷痍軍人の援護に関する施策は明治初年からきわめて活発に行なわれていた。すなわち、法令としては明治 4 年の「陸軍下士官兵卒給俸諸定則」が公布されたのを嚆矢とし、明治 8 年「陸軍武官傷痍扶助及死亡ノ者祭葬並ニ其ノ家族扶助概則」、(同)「海軍退隠令」、明治 23 年 (大正 12 年に恩給法に吸収)「軍人恩給法」、明治 27 年「陸軍死傷者手当金給与規則」、明治 37 年「下士官兵卒臨時応召者および現役延期者家族救助令」、「陸海軍恤兵金取扱規則」、明治 39 年「廃兵院法」(昭和 9 年傷兵院法となる)、大正 6 年「軍事救護法」(昭和 12 年「軍事扶助法」となる)などがある。また組織としては、ことに昭和 12 年に臨時軍事救護部設置以来急速に強化せられ、さらに 13 年には傷兵保護院、翌 14 年には傷痍軍人とその遺家族の援護をするため、臨時軍事援護部と傷兵保護院とを合併して軍事保護院が設置され、厚生省の外局となる。
  - ① 松本征二『身体障害者福祉法の解説と運用』(中央法規、1954 年)、2 頁—3 頁。
  - ② 日本傷痍軍人会編『日本傷痍軍人会 15 年史』(社会福祉法人戦傷病者会館、1967 年)、1 頁。
  - ③ 社会保障研究所編『日本社会保障前史資料』第 4 卷 III 社会事業 (上) (至誠堂、1982 年)、174 頁—188 頁参照。
- (3) 1917 年 (大正 6 年) の軍事救護法の制定で生活困難に対する救護制度が整い、廃兵院法は 1913 年 (大正 2 年)、1923 年 (大正 12 年)、1934 年 (昭和 9 年) の 3 回の改正が行なわれた。
- (4) 「道」とは、朝鮮における地方行政区画の一つで、日本の都道府県の単位に相当する行政区画である。大阪外国語大学朝鮮語研究室編前掲書、上巻、322 頁。
- (5) ①現在、蔑称として「盲人」という用語は用

いられていないが、当時は、今日でいう視覚障害者福祉を一般に「盲人福祉」と呼んでいた。本稿では、研究を行なっている時代の都合上、当時の用語を用いることにする。

- ②また、「盲人」という用語は、「日本盲人職能開発センター」や「日本盲人会連合」などの団体・機関名がある。また、点字使用者という意味で盲人という語を使う場合があり、必ずしも視覚障害者の蔑称とはいきれないとの見方もある。
- (6) 精神遅滞者、発達障害者、知的障害者ともいわれるが、従来の法律、学術論文などの公式用語では、精神薄弱者と記していた。しかし、「精神薄弱」の用語の整理のための関係法律の一部を改正する法律案が 1998 年 9 月、参議院本会議で可決、成立し (法律第 110 号)、1999 年 4 月 1 日よりようやく施行されることとなった。それに際して、「精神薄弱」の用語はすべて「知的障害」に変更された。
- (7) ①1918 年 1 月 1 日実施、『朝鮮總督府官報』第 1574 号、1917 年 (大正 6 年) 11 月 3 日。  
②朝鮮総督府編『朝鮮法令輯覧』下巻 第 9 輯 (朝鮮行政学会、1940 年)、121 頁。
- (8) 『朝鮮總督府官報』第 1574 号、1917 年 (大正 6 年) 11 月 3 日。
- (9) 『朝鮮總督府官報』第 1619 号、1917 年 (大正 6 年) 12 月 27 日。
- (10) ①『朝鮮總督府官報』第 1797 号、1918 年 (大正 7 年) 8 月 2 日。  
②朝鮮総督府編『朝鮮法令輯覧』下巻 第 5 輯 (朝鮮行政学会、1940 年)、92 頁—94 頁。
- (11) 1918 年 (大正 7 年) 8 月。  
朝鮮総督府編『朝鮮法令輯覧』下巻 第 5 輯 (朝鮮行政学会、1940 年)、94 頁。
- (12) 朝鮮総督府編『朝鮮法令輯覧』上巻 第 9 輯 (朝鮮行政学会、1940 年)、184 頁。
- (13) 厚生省 50 年史編集委員会編『厚生省 50 年史 (記述編)』(中央法規、1988 年)、309 頁。
- (14) 昭和 13 年には、常時 30 人以上と改められた。遠藤政夫『身体障害者雇用促進法の理論と解説』(日刊労働通信社、1977 年)、22 頁。
- (15) ・入営者職業保障法疑義ニ關スル件 (昭和七年二月十五日収社第八五號 社会局社会部長ヨリ各地方長官並中央職業紹介事務局長宛) 厚生省職

- 業局編『職業紹介業務関係例規通牒(一)』(厚生省職業局、昭和16年)、448頁。
- ・入営者職業保障法施行規則第6条ノ規定ニ依ル届出状況報告方ノ件(昭和十一年九月四日社發第151號 社会局社会部長ヨリ各地方長官宛)同書、447頁。
- (16) 甲賀春一『本庄総裁と軍事保護院』(青州会、1961年)、213頁。
- (17) 青木大吾『軍事援護の理論と実際』(南部社、1940年)、238頁。
- (18) 軍事保護院編『軍人援護事業概要』(軍事保護院、1940年)、166頁—168頁。
- (19) このように、当時の日本政府は、傷痍軍人をいわば「廃兵」から「傷兵・傷痍軍人」として位置づけることによって、傷痍軍人を単に恩給生活者とするのではなく、社会の一員かつ健全な国民として持てる能力を活用しようとした。
- (20) 近現代資料刊行会編『植民地社会事業関係資料集』朝鮮編55巻 朝鮮社会事業総覧一論考集(近現代資料刊行会、2000年)、90頁。
- (21) 朝鮮入営者職業保障法施行規則(總令第150号、昭和6年11月)。朝鮮總督府編前掲書、185頁。
- (22) 『朝鮮總督府官報』第1456号、1931年(昭和6年)11月12日。
- (23) ①『朝鮮總督府官報』第1456号、1931年(昭和6年)11月12日。  
②『朝鮮法令輯覽』上巻 第9輯(朝鮮行政学会、1940年)、185頁。
- (24) 『朝鮮總督府官報』第1456号、1931年(昭和6年)11月12日。
- (25) 『朝鮮總督府官報』第1482号、1931年(昭和6年)12月14日。
- (26) 厚生省50年史編集委員会編前掲書、483頁—484頁。
- (27) 傷痍軍人の職業保護事業内容に関しては、軍事保護院編『軍人援護事業概要』(1940年)および軍事保護院編『都道府縣傷痍軍人職業再教育事業概要』(1940年)による。
- (28) 朝鮮總督府編『朝鮮法令輯覽』下巻 第13輯(朝鮮行政学会、1940年)、188頁—190頁。
- (29) 佐藤進「労働行政」日本労働法学会編 労働法講座第1巻『労働法の基礎理論』(総合労働研究所、1981年)、382頁。
- (30) 村上貴美子『占領期の福祉政策』(勁草書房、1987年)、160頁。
- (31) それは、以下の通りである。
- ・入営者職業保障法中改正法律施行ニ關スル件(昭和十三年四月一日厚生省發臨軍第二六號、厚生次官ヨリ各地方長官宛) 厚生省職業局編前掲書『職業紹介業務関係例規通牒(一)』、446頁。
  - ・傷痍軍人ノ職業指導就職斡旋其他職業保護ニ關スル件(昭和十三年七月一日傷兵保護院發業第七號、傷兵保護院業務局長、厚生省職業部長並労働局長ヨリ各地方長官宛) 同書、311頁。
  - ・臨時東京第三陸軍病院退院者就職斡旋ニ關スル件(昭和十三年八月二十五日職第258號、厚生省職業部長ヨリ各地方長官宛) 同書、321頁。
  - ・傷痍軍人就職斡旋状況等報告ニ關スル通牒(昭和十三年十月二十六日傷兵保護院發業第二四號、傷兵保護院業務局長並厚生省職業部長ヨリ各地方長官宛) 同書、316頁。
  - ・北支那方面就職希望取扱ニ關スル件(昭和十三年十月二十七日収紹第一〇三三號、厚生省職業部紹介課長ヨリ各道府縣學務部長宛) 同書、300頁。
  - ・(附) 遣外部隊除隊者求職旅費補給ニ關スル件(昭和十一年十二月二十四日、職業紹介事業協合理事長ヨリ各道府縣學務部長宛) 同書、301頁。
  - ・(附) 遣外部隊除隊者旅費補給金經理ニ關スル件(昭和十二年一月三十日、職業紹介事業協合理事長ヨリ各道府縣學務部長宛) 同書、304頁。
  - ・今次事変召集解除者ノ就職斡旋ニ關スル件(昭和十四年二月十日発紹第23號、厚生省職業部紹介課長ヨリ各道府縣學務部長宛) 同書、296頁。
  - ・今次事変召集解除者ノ就職斡旋ニ關スル件(昭和十四年四月十三日収紹第484號、厚生省職業部紹介課長ヨリ各道府縣學務部長宛) 同書、296頁。
- (32) 傷痍軍人が工場等へ就職した場合、その障害に応じて作業設備または作業方法を改善し、就職を容易にすることは、その雇用の促進をはかるために重要なことであるので、昭和13年7月、傷兵保護院では傷痍軍人1人1件あたり100円を限度として雇用主に補助する措置をとっている。遠藤政夫『身体障害者雇用促進法の理論と解説』(日刊労働通信社、1977年)、24頁。
- (33) 朝鮮總督府編『朝鮮法令輯覽』下巻 第13輯(朝鮮行政学会、1940年)、188頁。

- (34) 同書、191 頁。
- (35) 手塚直樹『障害者福祉論』（光生館、1981 年）、168 頁。
- (36) 道脇正夫『障害者の職業能力開発』（社団法人 雇用問題研究会、1997 年）、38 頁。
- (37) これは、職業リハビリテーション関係専門職の走りと言え。そして、そのメンバーの多くは、第 2 次世界大戦後のリハビリテーション各分野での先達となった。同書、45 頁。
- (38) こうした過程における職能判定、日常動作分析、義肢・補装具の研究および実践的経験などは戦後の障害者援護施策にも受け継がれていったのである。
- (39) 傷痍軍人雇用委員会設置ニ關スル件依命通牒（昭和十四年八月二十三日軍事保護院發業第 6 號、軍事保護院業務局長並厚生省職業部長ヨリ各地方長官宛）厚生省職業局編前掲書『職業紹介業務関係例規通牒（一）』、328 頁。
- (40) それは、以下の通りである。
- ・ 傷痍軍人職業相談票並求職票取扱ニ關スル件（昭和十五年二月十七日軍事保護院發業第二五號 軍事保護院業務局長並厚生省職業部長ヨリ各地方長官宛）同書、322 頁。
  - ・ 今次事変召集解除者ノ他道府縣求職聯絡取扱方ニ關スル件（昭和十五年二月二十九日職発第八〇號厚生省職業部長ヨリ各地方長官宛）同書、298 頁。
  - ・ 傷痍軍人採用申込ニ關スル件（昭和十五年五月二十二日發業第三二號 並厚生省職業部業務課長ヨリ各道府縣学務部長宛）同書、336 頁。
  - ・ 入營者職業保障法ノ普及徹底方ニ關スル件（昭和十五年五月二十三日職第二九一號厚生省職業部長ヨリ各地方長官宛）同書、451 頁。
  - ・ 傷痍軍人職業補導ニ關スル件通牒（昭和十五年八月十三日軍事保護院發業第一五四號軍事保護院業務局長並厚生省職業部長ヨリ各地方長官宛）同書、337 頁。
- (41) しかしながら、身体障害者の中でも、結核性疾患、頭部障害者および脊椎損傷者の職業問題は最後まで残された。
- (42) 日本傷痍軍人会編前掲書、3 頁。
- (43) 同書、4 頁。
- (44) 『朝鮮總督府官報』第 3513 号、1938 年（昭和 13 年）9 月 30 日。
- (45) 『朝鮮總督府官報』第 3755 号、1939 年（昭和 14 年）7 月 27 日。
- (46) ①「半島における職業紹介事業に従事する私共は常に連絡強調して戦時体制下における本事業のため万全の努力を拂ひ人的資源の開発充実につくさして戴きたいのである。」（昭和 13 年 3 月 18 日）須崎照雄『朝鮮』275 号（昭和 13 年 4 月）、105 頁。
- ②近現代資料刊行会編『植民地社会事業関係資料集』朝鮮編 21 卷 社会事業政策（近現代資料刊行会、1999 年）、271 頁。
- (47) 「傷痍軍人保護として従来実施せるものの内医療を行いたるもの 11 名金額二、五〇〇圓にして其のうち五名は朝鮮にて療養せしめ他の六名は病状又は家庭の関係上内地に帰還して療養せしむることとし又職業の補導を実施せるもの一、二三五人、金額四、三八〇圓にして此の種中には職業訓練、委託訓練、内地訓練、委託等各傷痍の状況其の他を斟酌し、適宜実行している。」
- ①石原義治「朝鮮における労働行政の進展に就いて」『社会福利』第 24 卷第 9 号（朝鮮總督府、昭和 15 年）、33 頁—42 頁。
- ②近現代資料刊行会編同書、273 頁—284 頁。
- (48) 『朝鮮總督府官報』第 3811 号、1939 年（昭和 14 年）9 月 30 日。韓国人強制連行が開始され、1945 年までに約 45 万人が動員された。
- (49) 朴貞蘭「植民地韓国における〔社会事業〕の成立と展開」『社会事業史研究』31 号（社会事業史学会、2003 年）、75 頁。
- (50) 日本傷痍軍人会編前掲書、5 頁。
- (51) 村上前掲書、162 頁。
- (52) 身体障害者雇用促進協会編『身体障害者雇用促進協会 10 年史』（身体障害者雇用促進協会、1987 年）、206 頁。
- (53) ①『毎日新報』（1944 年 4 月 30 日）。
- ②大韓民國文教部國史編纂委員會『日帝侵略下韓國 36 年史』第 13 卷（大韓民國文教部國史編纂委員會、1970 年）、651 頁。また「朝鮮救護令」に関する詳細な究としては、愼英弘『近代朝鮮社会事業史研究』（緑蔭書房、1984 年）がある。

[ Study Note ]

## **Study on the Relief Policy for the Disabled Veterans before and during the Second World War**

**– Comparative Analysis of Job Security Policies between Japan and Korea –**

**Kim Nan-gu**

*Kyushu University of Nursing and Social Welfare, 888 Tomio, Tamana-shi,  
Kumamoto 865-0062, Japan*

### **【Abstract】**

This paper examined historical development of the relief policy for disabled veterans before and during WW . Specifically, comparative study between Japan and Korea, in addition to the historical analysis, was employed to elucidate the reality and purpose of such policy at the time and deviation of administration from the policy.

In the pre-war Japan, the welfare programs for the disabled by the national government started out militarily,i.e., the job security policy for the disabled war veterans. Against this backdrop, the relief programs for the disabled veterans were empirically studied through organizational development; first the establishment of Rinji Gunji Engobu (provisional relief bureau for the military retired), second, Shohei Hogoin (home for wounded soldiers), and third Gunji Hogoin (institution to support the disabled veterans).

**Key words:** disabled veterans association, relief policy for the disabled veterans, disabled policy, comparative study between Japan and Korea, job security